

# 京都における「銀貨」の成立

中島圭一

The Establishment of "Silver Coins" in Kyôto

はじめに

- ①『言継卿記』にみる銀の使用状況
- ②『言継卿記』にみる金贈答と銀
- ③『実隆公記』にみる金銀贈答
- ④毛利氏関係史料にみる金銀贈答  
おわりに

## 【論文要旨】

一五二六年に石見大森銀山が発見されると、まもなく大量の日本銀が大陸に流出する。しかし、銀は京都方面には向わず、京都においては専ら金が、贈答や遠隔地間の送金に使用された。一五六三年、政治的理由から毛利氏が大森銀山を室町幕府と朝廷に寄進したのを契機として、銀が京都に流入を始めた。その後、京都においては急速に金から銀への交代が進み、七〇年代には銀が送金・贈答の主流となる。この間、六〇年代後半までに金が貨幣的機能を具えるに至っており、それを前提として、六〇年代末までに銀も舶来品取引を中心に用いられる貨幣となった。そして、七〇年代には舶来品以外にも用途を広げ、八〇年代から九〇年代にかけて銀貨の使用が完全に定着し、近世の京都が銀貨使用圏に入る基盤が調えられた。

## はじめに

貨幣に関して、日本の中世と近世との間には、一見すると対極的とも思える程の大きな懸隔がある。まず、金属貨幣として流通したのが、中世では基本的に銅銭のみであったのに対し、近世には金・銀・銭の三貨が併用された。しかも、中世に用いられたのは、海外からもたらされた渡来銭であったが、近世の三貨は国内で造られた。そして何より、「三貨制度」と称されるように、江戸幕府が貨幣を「制度」として統制下に置いていたのに比べ、中世貨幣の通用秩序は、朝廷や幕府による保証も裏付けもないまま、流通の現場から自律的に成立したシステムであった。さらに付け加えるなら、中世には全国で同じ銅銭が用いられたが、近世には「江戸の金遣い、上方の銀遣い」と言われるような、通貨の地域性が顕著であった。

そこで問題となるのが、対照的な様相を見せる両時代間の移行過程をどのように理解するかである。右に掲げた諸側面のうち、近世貨幣の国内生産や国家的統制の淵源については、別稿で考察を加えたところであり〔中島一九九九〕、通貨の地域性の発生については、十六世紀半ばの東国における永楽銭基準通貨圏の成立などに、その端緒を求めることができよう〔中島一九九二など〕。本稿では、残された金銀貨の問題を取り上げて考察していくが、これについてもいくつかの先行研究がある。浦長瀬隆氏は、中世末〜近世初頭の全国各地における土地取引等の事例を精力的に収集した上で、例えば京都の場合、交換手段の中心は一五六〇年代後半ないし七〇年代前半に銭から米へ、次いで一五八〇年代に米から銀へと移ったと分析した〔浦長瀬二〇〇一、初出は一九八二〜八五〕。また近年、盛本昌広氏は金銀遣いの成立をめぐる周辺状況に再検討を加え、京都で銀遣いが本格化したのは文禄年間（一五九二〜一五

九六）のことで、慶長年間（一五九六〜一六一五）に入ると少額取引にも広がるが、銭・米も併用されていたと述べている〔盛本二〇〇〇〕。京都において銀が貨幣としての地位を確立した時期を、両氏はそれぞれ一五八〇年代、九〇年代と結論しているわけだが、そのように考えた場合に気になるのが次の史料である。

〔史料<sup>1</sup>〕

精撰追加条々

上京

- 一、以八木売買停止之事、
- 一、糸・薬十斤之上、段子十端之上、茶碗之具百の上、以金銀可為商買、但金銀無之ハ、定之善銭たるへし、余之唐物准之、此外ハ万事定之代物たるへし、然而互有隠密、以金銀売買有之ハ、可為重科、付、金子ハ拾兩之代拾五貫文、銀子ハ拾兩之代式貫文たるへし、
- 一、祠堂銭、或質物銭、諸商買物并借錢方、法度之代物を以て可為返弁、但金銀於借用ハ、以金銀可返弁、付、金銀無之ハ、定善代物たるへき事、
- 一、見世棚之物、銭定に依而、少も執入輩あらハ、分國中末代商買停止たるへし、付、諸商買に依て、金銀兩目替停止、并売手かたより金銀を不可好之事、
- 一、大小に不寄、荷物・諸商買之物、背法度族有之ハ、為役人申届可相究、若不能信用ハ、荷物悉役人可被投之事、
- 一、科銭之儀、一銭より百銭ニ至らハ百疋たるへし、百疋之上にいたらは、千疋たるへし、其外准之事、

一、銭定違犯之輩あらハ、其一町切ニ可為成敗、其段不相届ハ、残惣町一味同心に可申付、猶其上ニ至ても手余之族にをいてハ、可令注進、同背法度族於告知ハ、為褒美要脚伍百疋可充行之事、

永禄十二年三月十六日

弾正忠（朱印）

これは織田信長が、永禄十二年（一五六九）三月一日付で撰銭令を發

した半月後、その補足規定として定めた条々である。宛所を見れば、まさしく京都における貨幣の通用に関する立法で、全体の趣旨としては、原則としてすべての支払いを「法度之代物」<sup>11</sup>以前の撰銭令で掲げた基準による銭貨で行うよう命じたものであり、例えば第一条では「八木」<sup>12</sup>米による支払いを禁じている。しかし、第二条では、一定量を超える絹糸・葉・段子・舶来陶磁器・その他の唐物の売買について、銭ではなく金銀による支払いを原則とし、金銀で支払えない場合にのみ、精銭で支払うように定めている。また、第三条の後半では金銀の貸借が想定され、さらに第四条では、商品の売り手が金銀による支払いを要求するのを禁じており、そうした事態があり得たことを示唆している。

以上のように見てくると、一五六〇年代末の段階で、既に銀遣いがかなり広がっていたような印象を受ける。そもそも大永六年（一五二六）には石見大森銀山が発見されたといわれており、その二年後には日本銀が朝鮮に持ち込まれていることを考えれば（村井一九九七）、京都に大量の銀が流入して「銀貨」が成立する時期を引き上げる余地は十分にある。そこで本稿ではフィールドを京都に絞って、先行研究が考察の中心に据えた時期より以前の、大森銀山発見の頃から信長撰銭令発令の前後に至る十六世紀第二・第三四半期に焦点を当てて、銀貨の通用が形成されていく過程を探ってみたい。

## ①『言継卿記』にみる銀の使用状況

そもそも日本においては、七〜八世紀の無文銀銭や和同開珎銀銭などが多少なりとも流通した可能性がある程度で、金銀を国内通貨として用いることはほとんどなかった。他方、価値の高い財物であるがゆえに、贈答品としては古代・中世を通じてしばしば利用されており、金は「砂金」として十五世紀に至るまで史料に散見し、銀も少なくとも鎌倉時代

までは「南廷」として引出物や布施に供されている。そして、公武の儀式にも「砂金」のやり取りが恒例として組み込まれるのだが、興味深いことに、十五世紀末から十六世紀初頭には「砂金代」として実際には銭が授受されるようになってしまい、砂金そのものは姿を消したらしい。

これと入れ代わるように、十六世紀初頭に登場するのが、一枚十兩と規格化された延べ板状の「黄金」<sup>13</sup>で、遠隔地間の送金や贈答に盛んに用いられていく（桜井一九九七）。この「黄金」の存在が、豊臣・徳川政権下で十兩大判や一兩小判が発行される前提となっているのは明白である。とすれば、銀貨の成立過程を考えるにあたっては、贈答等まで含めた、様々な形態の銀使用が手がかりを提供してくれるのではなからうか。

右のような視点に立つて、十六世紀第二・第三四半期の史料から銀の使用例を幅広く検出してみよう。最初に中流貴族山科言継の日記『言継卿記』を取り上げる。考察の対象年代にほぼ相当する、大永七年（天正四年（一五二七）一五七六）にまとまった記事が遺されており、当該期の京都の状況を概観するには最適の史料と考えられるからである。

まず貨幣としての使用例、すなわち何かを購入する代価として銀を支払った事例を探してみると、記録期間の末期、一五七〇年代においていくつか見出すことができる。元龜二年（一五七一）八月十三日、医業を副業としていた言継は、「保童円」という薬の調合を依頼されて「銀子一文七分」を受け取り、これを薬屋に遣わして薬種を取り寄せた。同年の十月二十九日にも、同じ「保童円」千五百粒の代価として「銀子二分一朱」を得ている<sup>14</sup>。また、天皇に衣服を調進することも山科家の家業であったことから、天正四年（一五七六）十二月九日には、「御直衣御服」の「御惣用」の内、以前に渡された「銀子……七十七文目」の残額として、「式百五十八文目」の銀「四十七キレ」を受領し、翌日、織手小川善大夫の許へ「御服之代銀子四十七切百五十三文め」を届けている<sup>15</sup>。盛本昌広氏は、京都のほか、博多・堺で銀遣いが早く浸透している事

実に注目し、金銀の使用は対外貿易との関連で広がったものだと述べており、「史料1」の第二条が「糸（絹糸）」「葉」「段子（緞子）」「茶碗（輸入陶磁器一般を指す語）之具」などの代表的な輸入品と「余之唐物」の売買における金銀取引の原則を定めている事実も、盛本氏の見解を支持する。言継の周辺において、葉や衣服の代価として銀が登場するのも偶然ではなからう。

ただし、同じ時期に、輸入品購入以外の用途で銀を用いる事例が現れることも見逃してはならない。元龜二年の延暦寺焼打ちの後、山門領の没収が進められる中で、諸門跡領については安堵を獲得するべく、岐阜の織田信長の許へ言継が使者として赴くことになり、旅費として竹内門跡（曼殊院）の坊官より米一石を支給されたが、その内の三斗二分分については「銀一両」で受け取ったことが確認できる。また、天正四年に言継が仲介して弁才天像の売買が行われた際の代価は「銀子」であり、さらに同年に子息言経が笙を購入した時は、笙そのものを「銀子八文目五分」で入手した上、樂人辻近朝に依頼して簧（した、リードのこと）を誂え、「銀子七文目五分余」と「鳥目三十疋」を遣わしている。

旅費として支給された銀は、そのままの形で支払いに用いることができたかどうか、必ずしも明らかでなく、また、弁才天像にも舶来品の可能性が残るが、少なくとも笙に関しては、特に新しい簧の取り付けについては、対外貿易と無関係なのは明白である。既に輸入品購入に限定されない、一般的な貨幣としての銀の地位が、当時の京都において固まりつつあったことがうかがえる。しかも、「切」「文目」を単位としている点からみて、近世銀貨へとつながる、切遣いする秤量貨幣という形態が成立しているのは間違いない。

しかし、残念ながら、このような貨幣としての銀使用に関する記事を、一五六〇年代以前に確認することはできない。そればかりでなく、贈答に銀を用いた事例も、永祿八年（一五六五）及びその翌々年に、周防山

口の祇園大宮司よりそれぞれ「銀二分」「銀子一文目」が届けられたのみである。銀産地を多く抱える西日本から物を贈られることはあっても、ほとんどの場合は銭であった。一五二〇年代後半の石見銀山開発や日本銀の海外流出開始からは遥かに遅れて、ようやく六〇年代中盤になってから銀は京都に向かい始め、七〇年代にかけて急速に貨幣として受け入れられていったと、ひとまず考えることができよう。

## ②『言継卿記』にみる金贈答と銀

少なくとも贈答においては、明らかに金が銀に先行していた。『言継卿記』天文十三年（一五四四）十二月十四日条には、將軍足利義晴が聖護院門跡道増に「黄金五両」を贈ったことが、弘治三年（一五五七）二月二十九日条には、駿河下向中の言継に大方殿（今川氏親後室寿桂尼、言継義母の姉）が「黄金二両」を贈ったことが見える。また、永祿二年（一五五九）十一月二十一日には、二ヶ月後に挙行される正親町天皇の即位式のための「御服惣用」の一部として受け取った「黄金」を言継が売却しているが、これは即位費用として禁裏が何処からか献納を受けたものである。さらに、永祿九年には越後から禁裏に「黄金」が進上されている。駿河や越後など、東国からの到来が目立つが、京都の住人の間でも「黄金」の授受が行われている事実には留意しておきたい。そのような中であって注目されるのが、次の史料である。

〔史料2〕

- 一、用意之物二千疋、金銀之問敷、
- 一、自然之儀於有之者、妻子可召下事、
- 一、地行分名字地四ヶ所、其外敷地等御墨付之事、
- 一、自坂本自一条路次之調、香取に可被仰付事、

一、召具之者七八人又者十余人歟之事、

〔史料3〕<sup>13)</sup>

御装束料十五貫九百文之代黄金十三兩一分、其外要脚五百文、総以上十六貫四百文、所請取申如件、

永祿十一年四月五日

山科内大沢石兵衛大夫

重延判

香取土佐守殿

〔史料2〕は永祿十一年（一五六八）、越前一乗谷にあった足利義秋（義昭）の元服を実施するにあたり、現地への下向と装束等の調達を依頼された言継が、受諾の条件を書き上げて、義秋の使者諏方俊郷に渡し、た文書である。第一条で必要経費として二〇貫文を請求し、第四条・第五条で一乗谷までの旅行の手配と供の人数について記すほか、当時の京都が義秋と敵対する足利義榮・三好三人衆の支配下にあったことから、第二条で万一の場合の妻子の保護を求め、第三条では所領の安堵を要求している。これらの要求が過大であったのか、下向の要請は結局取り下げられ（「京都被用候代物」）「京都で通用する精銭で「御下向料」を用意するのが、越前では困難だというのが表向きの理由<sup>14)</sup>」、装束の調達だけを求められることになる。

ここで興味深いのは、二〇貫文を「金銀之間」で送金するよう、言継が伝えていることである。実際には、義秋側の意を受けた坂本の問丸香取土佐守から、〔史料3〕に見るように「黄金」と「要脚」＝銭貨の形で届けられることになるが、銀を選択肢として挙げている以上、この段階の京都には、金とともに銀が相当量流入していたと考えざるを得ない。先に触れた永祿八年及び十年の銀到来が、決して例外的なケースではなかったことがうかがえる。しかも、『言継卿記』による限り、これ以後「黄金」を京都の住人の間でやり取りする事例が次第に見られなくなり、

東国の人間が関係する贈答に限定されていく<sup>16)</sup>。したがって、京都においては、一五六〇年代後半に金から銀への交代が進んだという見通しを立てることができよう。

なお、〔史料3〕において言継が受け取った「御装束料」から、装束等を調製する職人への支出を行う際、小額であれば「薄細工に御檜扇置物之代五十疋（中略）遣之」「蘿織料七十疋、与七郎（織手小川宗久）方へ自此方遣之」などと銭貨で支払われているのだが、一貫文を超える（「小川宗久に）八貫五百四文之分に金七兩二朱渡之」「御冠二頭二貫文之代に金一兩半一貫遣之」というように金で渡されている<sup>17)</sup>。ここにおいて、高額取引に用いることができる交換手段＝貨幣としての機能を、金が果たしていることが確認できる。金がこのような地位を確立していたからこそ、遅れて登場した銀がこれに準じて急速に交換手段として受容されたのかもしれない。そして、一五六〇年代末には、織田信長が〔史料1〕の法令で規定したように、金銀の両方が貨幣として用いられていたのである。

### ③『実隆公記』にみる金銀贈答

ここまで『言継卿記』の記事を手がかりに、十六世紀第二・第三四半期における銀（及び金）使用の見取図を描いてきたが、実のところ『言継卿記』には明らかな史料の限界がある。本稿で挙げたのが、この日記から検出することのできた金銀の用例のすべてであって、そもそも山科家は経済規模が小さく、高額な贈答がそれほど多くない。そのため、例えば一五六〇年代初期までに「黄金」の贈答が三例あり、銀が全くないという事実をもって、京都への銀流入は遅かったと評価するのではなく、数少ない高額の到来がたまたま金であったに過ぎないと考える余地が残されているのである。

そこで、次に『実隆公記』から金銀の使用について探ってみたい。記録期間は天文五年（一五三六）までだが、記主の三条西実隆は当時における最高の文化人であり、和歌や連歌への合点、「源氏物語」を初めてする文学作品に関する講義、写本の譲渡や色紙への揮毫、果ては将棋駒への染筆に至るまで、遠近を問わず、各地の人間から頼りに依頼を受けるとともに、多くの金品を贈られている。第一・二節で概観した期間の初期における贈答の実態を確かめるには、恰好の史料と言えよう。

『実隆公記』を閲覧すると、金のやり取りが十六世紀初頭に登場し、以後コンスタントに現れるのに対し、銀の使用を物語る記事はほとんど見受けられない<sup>20</sup>。実隆が受け取った金は、ほとんどが駿河・甲斐・下野・美濃・陸奥・越前・能登など、京都以東の大名や国人から贈られたものだが、その一方で実隆が他者に金を贈っている事例もあり、京都における贈答品として定着していたことがうかがえる。西日本からの到来は銭が中心だが、興味深いのは左の記事である。

〔史料4〕

宗牧来、大内黄金十兩<sup>一</sup>枚送之、沼間書状也、阿川有遣宗牧之状、不慮之儀言語道断、自愛此事也、曇花院・陽明同献之云々、

これは享禄五年（一五三二）二月二十五日条で、中国・北九州の大名大内義隆が連歌師宗牧に託して「黄金十兩<sup>一</sup>枚」を実隆に贈ったほか、尼御所曇花院（足利義親女）や「陽明」<sup>二</sup>近衛植家（将軍足利義晴室の兄弟）にも進上していることが確認できる。大森銀山や銀輸出港博多と関わりの深い大内氏でさえ、銀でなく金を用いているのは、当時の京都にまだ銀がほとんど流入しておらず、贈答品として一般的でなかったために違いない。

以上のような状況は、『言継卿記』の分析から導き出した一五六〇年

代初期までの金銀のあり方とよく一致している。ただし、金の位置付けについては、注意しなければならない点もある。大内氏から「黄金」一枚を受け取ってから十日後の三月五日、実隆は宗牧を呼んで「黄金」を渡し、「媒介」を命じている<sup>22</sup>。その二日後の七日に「黄金代五百疋」、九日に「用脚千疋」、十三日に「黄金代千疋」、そして十五日に「黄金代五貫六百十文」が宗牧から三条西家に届けられ、総額三〇貫六一〇文で「皆済」となっていることからみて、この場合の「媒介」とは金の売買の仲介を務めることに他ならない。こうした金の売却行為は、「黄金」登場以後の『実隆公記』全体を通じて散見する。

贈られた金を何かの支出に充てる場合、実隆は「売金遺之<sup>23</sup>」というような手続きを踏んでおり、金をそのまま支払いに用いた形跡はない。のみならず、銭を借りるための質物として金を用いた例もあり、金があくまでも価値の高い財物であって、貨幣でなかったのは明らかである。また、金を売却する際は「媒介」を連歌師等に依頼しているが、これは「主付<sup>25</sup>」<sup>二</sup>買主を見付けるために、諸方に入入りする彼らの人脈が必要だったためと考えられ、金がどこでも銭に交換できるという性格のものでなかったことを示している<sup>26</sup>。

そのような状況の中で、「媒介」を依頼された人物が実隆に送った書状の一節に「黄先日申候よりも結句下候、来春者上候ハんとミなく申候、先々来春までめしをかるべく候<sup>27</sup>」とあるのは示唆的である。既に「黄金」の相場変動が認識されていたのは明白で、しかも翌春には金価格が上昇するという予想を共有するような「ミなく」の存在は、京都における金の売買が個別分散的なものに止まらず、全体で一つのマーケットを形成しつつあったことを思わせる<sup>28</sup>。十六世紀前半において、金は未だ交換手段としての機能を与えてはおらず、売買にも不自由があったが、一五六〇年代までに金貨の通用が成立するに至る基盤を少しずつ積み重ねていたのも確かであった。

#### ④ 毛利氏関係史料にみる金銀贈答

次に視点を変えて、モノを贈る側の史料から、京都への銀流入の始期を考えたい。前節で、大内義隆が金を贈った事例を取り上げたので、本節では、その大内氏の跡を襲って中国地方に覇権を打ち立てた毛利氏関係の史料を探ってみよう。

永祿三年（一五六〇）頃、幕府相伴衆に列せられた毛利元就は、礼物として「太刀一腰<sup>貞長</sup>、黄金<sup>百七十兩</sup>」を將軍足利義輝に贈った。<sup>(29)</sup> 他方、これとあまり隔たらない年代に、山陰の尼子氏との和睦交渉の過程で、尼子氏から毛利氏に「銀百七十枚」が届けられており、一枚あたりの重量が規格化された、延べ板状の銀のやり取りが、西国では既に一般化していたとみられる。にもかかわらず、將軍への礼物に「黄金」を用いたのは、京都においては依然として金が贈答品の主流であったために違いがない。大内義隆が三条西実隆等への贈り物に「黄金」を選んだ（選ばざるを得なかった）のと同様の状況が、まだ続いていたのである。こうした状況に変化が訪れるのが、永祿年間半ばのことである。

〔史料5〕

「 上野民部大輔  
吉川左衛門佐殿<sup>御宿所</sup> 量忠  
從 慶寿院殿様御服御拝領之為御礼、銀子五枚御進上候、令披露候処、被悦思召之趣、相心得可申入之由、被仰出候、恐々謹言、  
十月五日 量忠（花押）  
吉川左衛門佐殿<sup>御宿所</sup>

これは、吉川左衛門佐が足利義輝生母慶寿院に「銀子五枚」を献じた

のに対し、慶寿院（あるいは義輝）の意を受けて発給された奉書である。奉者上野量忠は、永祿五年に比定される十一月七日付奉書のウハ書に「上野孫三郎量忠」と見えており、<sup>(32)</sup> 民部大輔を官途とする〔史料5〕の年次は永祿六年が上限となる。また、慶寿院は、永祿八年五月十九日に義輝が三好義継・松永久秀の軍勢に襲撃された際、息子と共に亡くなるので、<sup>(33)</sup> 結局、文書の年次は永祿六年または七年（一五六三〜六四）ということになる。吉川左衛門佐についてはよくわからないが、<sup>(34)</sup> 御礼進上そのものは吉川家当主元春の命に基づくものとみて大過なからう。この頃には、西国の大名・国人が京都への贈答に「銀子」を用いることが可能になっていたのである。

その後、上洛した織田信長・足利義昭とその周辺、あるいは信長に叛旗を翻した荒木村重など、畿内の諸勢力に対する贈答品として銀が定着していく。<sup>(35)</sup> 毛利氏の勢力圏内でも金の使用は残存しているのだが、京都方面とのやり取りの中心は明らかに銀に移っている。第一・二節でみたように、一五六〇年代後半の京都で金から銀への交代が急速に進んだことが、背景となっているのは疑いない。そして、その金銀交代の端緒は、少なくとも〔史料5〕の永祿六〜七年頃まで遡ることになる。では、京都への銀流入のきっかけを提供したのは、何だったのだろうか。

〔史料6〕

謹<sup>而</sup> 致言上候、抑石見国迹摩郡銀山之事、至末代被伏御代官之通、被成下繪旨候之様、御披露奉仰候、委細日乘上人可有言上候、恐惶謹言、  
十二月十日 陸奥守元就（花押）  
進上 勸修寺殿<sup>人々御中</sup> 毛利  
進上 勸修寺殿<sup>人々御中</sup> 陸奥守元就

〔史料7〕<sup>(38)</sup>

石見国迹摩郡銀山出現、可謂国之祥瑞而、可為御料所之由申入条、尤為神妙者也、然則御代官職事、以毛利陸奥守元就末代可被仰付、可全賦税之由、為室町殿可被加下知之旨、  
天氣所候也、仍執達如件、  
永祿六年——

『御湯殿の上の日記』永祿六年正月二十七日条によれば、安芸毛利氏が掘り出した「しろかねの山」を幕府及び禁裏の御料所として寄進すると申し入れたのを受けて、禁裏から「御れう所にふせられ候よしのりんし」を幕府に送ったという。毛利側から禁裏への申し入れがおそらく〔史料6〕の元就書状であり、これに応えた「御れう所にふせられ候よしのりんし」が〔史料7〕にあたる。毛利氏は出雲尼子氏との争奪戦の末、永祿四～五年に大森銀山を手中に収めており、禁裏・幕府御料所たる銀山の代官職に補せられることで、その支配の正統性を確立しようとしたのであろう。

〔史料7〕によって毛利氏が「末代」まで代官職を確保した後、永祿七年正月を期して銀山は禁裏・幕府御料所として献じられたらしく、同年五月にまず「かね五まい・しろかね五十まい」が禁裏に進上され、八月にも「かね」が届けられている。銀山の「賦税」であるから銀で納めるのが当然と言えは当然だが、遠隔地から京都への送金はまだ金が支配的であったために「かね」≡「黄金」が副えられたのであろう。しかし、その後は元龜二年（一五七二）に銀八十枚、同四年に百枚、天正三年（一五七五）に百枚の到来が確認できるので、禁裏だけで毎年百枚程度、幕府の分を合わせれば二百枚以上の銀が京都にもたらされたと推測される。

京都への銀贈答事例が検出されるようになる直前の、永祿五年（一五

六二）末に京都に「銀山出現」が報じられ、その翌々年から多額の銀が流入し始めたのは、偶然ではあるまい。毛利氏による幕府・朝廷への銀山寄進こそが、京都への銀流入の契機となったと考える。吉川氏や山口の祇園大宮司など、毛利氏の勢力圏の人々がいち早く銀による贈答を実施しているのも、彼らが京都への銀流入状況を知る立場にあったためなのかもしれない。

### おわりに

一五六〇年代前半に銀が流入を始めてから、京都においては急速に金から銀への交代が進み、七〇年代には銀が送金・贈答の主流となる。この間、六〇年代後半までに金が貨幣的機能を具えるに至っており、おそらくそれを前提として、六〇年代末までに銀も舶来品取引を中心に用いられる貨幣となり、七〇年代には舶来品以外にも用途を広げていく。そして、浦長瀬・盛本両氏の研究に従えば、八〇年代から九〇年代にかけてさらに銀貨の使用が広がり、「上方の銀遣い」の基盤が調えられるということになろう。

ここで問題なのは、大永六年（一五二六）に石見大森銀山が発見され、次いで天文二年（一五三三）には灰吹法が導入されて以来、銀の生産は大きく成長しているのに、なぜ長らく京都に向けては送り出されなかったのかである。早くから朝鮮の史料に「倭銀」が登場する点からみれば、朝鮮や明など大陸側の銀需要が強過ぎて、国内にはあまり回らなかったと考えることができるかもしれないが、ではなぜ一五六〇年代になって銀が京都へ向かうようになったのか、次の問題となる。毛利氏による銀山寄進がきっかけを提供したとしても、大量の銀が（海外に流出せずに）国内で流通するには、それを許す環境条件が整っていることが必要であろう。



国内外における銀の流通に関しては、ほぼ同じ時期に興味深い動きがある。一五六五年にアカプルコ・マニラ間にガレオン船が就航して、ルソン島経由で福建沿岸に南米の銀がもたらされるようになり、さらに七〇年代に入るとポトシ銀山の生産高が急増して、貿易港漳州などはスペイン銀貨通用地域となっていく〔黒田二〇〇三〕。こうした南米銀の流入は、日本銀に対する吸引力を弱める要因となりそうである。また、国内でも、大森銀山と並んで著名な但馬生野銀山は天文十一年（一五四二）発見と伝えられ、永禄十一年（一五六八）頃には操業が本格化したと言われている<sup>(43)</sup>。ただし、これらは一五六〇年代に京都に銀が流れ込み始めるのと時間的順序が微妙で、単なる偶然の一致とは考え難いとしても、直接の因果関係については、いずれが原因でいずれが結果かという点も含めて、慎重な検討が必要である。

時期的な一致という意味で、もう一つ注目されるのは、錢貨流通との関連である。永禄十一年（一五六八）の足利義秋元服をめぐる山科言繼とのやり取りの中で、義秋側が言繼を越前に招くのを断念した（表面さきの）理由は、必要経費を京都の精錢で調えるのが困難だということであったが、実際、この前後の『言繼卿記』には「悪錢」「悪物」に関わる記事が頻出しており、撰錢問題という理由付けは一定の説得力を有したと思われる。京都における撰錢令は、明応九年（永正十年（一五〇〇）一三）の間に集中的に発令された後、天文十年代前半（一五四〇年代前半）に若干が確認できるのみで、長く途絶えていたのが（中島一九九二）、永禄九年（一五六六）に三好三人衆政権下で二度にわたって発せられ、その三年後には本稿冒頭でも触れた織田信長の立法が実施されている<sup>(44)</sup>。隣国近江の浅井氏も永禄九年に撰錢令を出しており、当時、京都とその周辺で錢貨流通が不安定化し、秩序回復が政治課題とされていたのは間違いない。

すなわち、一五六〇年代後半の京都とその周辺では、貨幣システムが

転換点を迎えていたのであり、銀の流通開始もこうした状況と深く関わりあっていたのは確実である。実相の解明は今後に委ねざるを得ないが、永禄九年の三つの撰錢令が錢貨のみの規定に止まっているのに対し、同十二年の法令が初めて金銀に言及した事実が象徴するように、まさしくこの時期こそ、錢に金銀を加えた三貨のシステムの出発点と位置付けてよからう。

註

(1) なお、中近世移行期における金銀の使用例を博捜し、この方面の研究の基礎を確立した小葉田淳氏は、金銀貨成立の画期については必ずしも明示していないのだが、それをうかがわせる早い事例として、天文九年（一五四〇）の『室町殿日記』の記事に注目している（小葉田一九四三、四四九頁）。しかし、この事例は小葉田氏が列挙した関係史料の中でも突出して早い時期にあたり、しかも信頼性に極めて問題がある史料なので、金銀貨の成立をここまで遡らせるのは難しい。

(2) 『中世法制史料集』第五卷 武家家法Ⅲ 法規・法令 六八七号。

(3) 『実隆公記』明応四年（一四九五）正月朔日条、永正五年（一五〇八）十二月十九日条。

(4) 「黄金」が薄い板状に延ばされた形でやり取りされていたことは、単に「一枚」という単位で数えるというだけでなく、書札の中に「黄金半両」を挟み込んで送った事例があることから間違いない（『実隆公記』享禄三年（一五三〇）十二月二十七日条）。

(5) それぞれ『言繼卿記』同日条。

(6) 『同』同日条。なお、量目が異なるのに、同じ「四十七切」を維持している理由は不明。

(7) 『同』元亀二年十二月三日条。

(8) 『同』天正四年五月十一日条。

(9) 『同』天正四八月十二日条、十四日条。

(10) 『同』永禄八年四月二十日条、永禄十年四月二十日条。

(11) 『同』永禄九年十一月十六日条。

(12) 『同』永禄十一年二月十二日条。

(13) 『同』同年四月五日条。

(14) 『同』同年三月二十四日条。

- (15) 香取土佐守は、天文十二年(一五四三)時点で「従美濃・飛騨国至江州坂本着津筒証諸材木問丸職」を買得、当知行していた香取土佐守家祐本人か、またはその子であろう(「別本賦引付四」九三号、「室町幕府引付史料集成」上巻所収)。
- 香取(鴨鳥)氏は坂本の問丸として、十五世紀末期より所見がある(「政所賦銘引付」九号、「室町幕府引付史料集成」上巻所収)。「実隆公記」にも散見する。
- (16) 『言継卿記』永祿十二年(一五六九)八月十四日条は、岐阜に下向して織田信長と対面した馬丸光康が、「宮筋」(みやげ)の馬代として金十両を、その子鳥丸光宣も金十両を贈ったことを記すが、ここでの金の贈答は、京都における慣行を反映したものか、美濃の状況を反映したものか、判断が難しい。元龜二年(一五七二)四月十七日には、誓願寺から言継の許に「黄金」が届けられ、長橋局・万里小路輔房・勸修寺晴豊及び言継自身に配分されているが、これは三河に在国中の誓願寺長老泰翁の申請に応じて、同国大林寺の雄誉上人と養国寺の如翁上人に香衣が勸許されたことに対する「御礼」であり、三河から届けられたものと考えられる。天正四年(一五七六)六月十二日条には、禁裏による「御賦之金銀」について記事があるが、これは「関東之佐野(宗綱?)」の「但馬守申請」を信長が執奏したのに対して、勸許が下りたことに対する「御礼」として進上された「黄金五枚」を配分したものであった。同年七月五日には、「三寶寺」から「権僧正御免」の札として「金子六十疋代」が言継に贈られているが、これは「東国」(同月三日条)武藏国三寶寺の、賢珍という僧であることが、「武州文書」に収める三寶寺所蔵文書から確かめられる(「東京都古代中世古文書金石文集」第三卷一一〇四号)。
- (17) 『言継卿記』永祿十一年四月五日条。
- (18) 第一・二節の本文・註で取り上げたもの以外では、永祿十一年三月二十七日条に、足利義秋元服の「御装束之手付」の「黄金二両」を、香取土佐守の使者から言継が受け取り、織手の小川宗久にそのまま渡したという記事があり、四月五日に金七両二朱が宗久に支払われた際、この二両は言継に返却されている。
- (19) 『実隆公記』文龜三年(一五〇三)四月六日条、同年十月二十九日条など。
- (20) 銀のインゴットが贈答に用いられた可能性として、唯一挙げる事ができるのが、大永七年(一五二七)三月晦日、「田舎衆被官人」が和歌十首の合点を所望して、「銀曲」を実隆に贈った記事である(『実隆公記』同日条)。おそらく翌享祿元年冬の日記で「銀勾」「銀鈎」などと表記されているのと同じ物で、「ぎんまがり」と読むのであろう。入手してから一年半以上を経た享祿元年(一五二八)閏九月末、実隆は連歌師の周桂にこれを売却するよう依頼したが(同年十月二・三日条)、なかなかうまくいかなかったのか、十一月十九日条に東福寺祠堂銭借用の質物として「香合・銀鈎五目キチカ」が見える。「五目キチカ」は全く意味不明だが、十月二日条に「銀勾」について「換丁五文目」とあり、重量や品質に関する注記なのかもしれない。ただし、香合と並べられていることに何らかの意味があるならば、「銀鈎」はカギ状の道具の類であって、重量で取引するインゴットではない可能性もある。いずれにせよ、銀に関する記事が極めて乏しいのは動かない。
- (21) 『実隆公記』文龜三年(一五〇三)十月二十九日条、大永四年(一五二四)五月一日条など。
- (22) 『同』同日条。
- (23) 『同』文龜三年四月六日条。
- (24) 大永六年十月十九日、実隆は「黄金式両」を東福寺僧の恵珍に渡し、「祠堂物」「四貫文を借用している(『実隆公記』同日条)。なお、この「黄金式両」は、同年十二月廿七日条で「質物金」と表現されている。また、同じ年の九月十二日にも「黄金式両」を「質物」として東福寺に遣わしている(同日条)、これは六月八日に死去した鳳岡桂陽(実隆息、東福寺僧)の百箇日にあたる九月十九日前に、十五・十六両日に東福寺で作善を行うための費用の持ち合わせがなかったためらしく、後日、七貫文を支払って黄金を取り戻している(同月十九日条)。
- (25) 『実隆公記』享祿四年(一五三二)八月六日条など。永原慶二氏は、十六世紀前半の段階で、東国を中心に金が既に貨幣として機能していたとらえているが(永原一九九八)、少なくとも京都においては、そのままの形でモノの購入に使用できる貨幣でなかったのは、本文で述べた通りである。なお、永原氏が論拠としている事例は、いずれも遠隔地間の送金や贈答に関わるものであり、金がそうした用途に適した高額の財物であったに過ぎない(東国においても未だ一般的な交換手段ではなかった)と位置付ける余地が残されている。
- (26) 『同』大永八年六月二十七日・三十日条の紙背に残された周桂書状には、「仍金の事尋申候へハ、先見候はんよし申仁候、卅一の分にて候ハ、可申合候、此者二可被下候」とあり、「媒介」の依頼を受けた者が諸方で「金の事尋申」し、売価の交渉を行っている有様を物語っている。なお、どのような者が実隆から金を購入したのか、「実隆公記」からはほとんどわからないが、唯一、享祿二年六月七日条に「薄打取之」とあり、金箔職人が材料として買い取る場合があったのは確認できる。その他、寺院等が財貨蓄蔵の手段として金を購入し、ストックすることもあったらしい(田中二〇〇三)。
- (27) 年欠十一月廿八日周桂書状(『実隆公記』天文元年十二月一日条紙背)。
- (28) 『実隆公記』享祿三年(一五三〇)九月記の表紙見返しには、「三両朱中」(朱中は半朱のことか)の金が「三貫」の時は九貫九二文(正しくは九貫九三・四

文、「廿九」の時は八貫七九〇文になるとのメモが記されている。金一枚（十兩）≡三〇貫文であれば「三貫」と、二九貫文であれば「廿九」と称したことがわかり（なお註25所引史料の「卅一」は一枚≡三二貫文のことであろう）、こうした符丁の存在も金売買の盛行をうかがわせる。

- (29) 『毛利家文書』（大日本古文書家わけ第八）二二三号。  
 (30) 『同』八五八号。  
 (31) 『吉川家文書』（大日本古文書家わけ第九）五五〇号  
 (32) 『同』四六七号。  
 (33) 『言継卿記』永禄八年五月十九日条。  
 (34) 吉川元春の弟小早川隆景は、永禄六年閏十二月までに左衛門佐に任ぜられており、兄弟が混同されている可能性もある（『小早川家文書』一三二二号、『秋藩閩閩録』防長寺社証文卷十五香山常栄寺 三〇号）。隆景の官途は、少なくとも永禄四年閏三月まで中務大輔であり（『小早川家文書』二二〇号）、〔史料5〕発給は彼の左衛門佐任官から数年と隔たらない時期にあたっている。  
 (35) 『小早川家文書』（大日本古文書家わけ第十一）二六二号、三九六号、『吉川家文書』六四〇号、『毛利家文書』八三三号。  
 (36) 『山内首藤家文書』（大日本古文書家わけ第十五）四〇三号、『石見吉川家文書』一四八号（『吉川家文書』別集附録）。  
 (37) 東京大学史料編纂所架蔵影写本『古文書纂』二十九。  
 (38) 東京大学史料編纂所架蔵写真帳『東山御文庫所蔵史料』勅封二三二一七。  
 (39) 『大願寺文書』三一五―二二号（『広島県史』古代中世資料編Ⅲ）、『秋藩閩閩録』卷五十五祖式右衛門八 三三号。  
 (40) 『秋藩閩閩録』防長寺社証文卷十五香山常栄寺 三〇号。  
 (41) 『御湯殿の上の日記』永禄七年五月十五日条、八月十八日条。  
 (42) 『同』元龜二年十二月二十九日条、元龜四年二月十三日条、天正三年五月二十八日条。  
 (43) 『生野銀山旧記』  
 (44) 『言継卿記』永禄十年六月十二日条、永禄十一年二月六日条など。  
 (45) 『中世法制史料集』第五卷 武家家法Ⅲ 法規・法令 六一五号、六三六号。  
 (46) 同 六八五―六八七号、七〇二号。  
 (47) 同 六二八号。  
 (48) 一五六七年、倭寇による密貿易への対策として、明が海禁を緩和し、対日貿易以外の海外渡航・交易を公認した結果、明国内で造られた私鑄銭の対日輸出がストップし、日本国内の銭貨流通システムを危機に陥れたという仮説を、黒田明伸氏が提示している（黒田二〇〇三）。三好三人衆政権や浅井氏の撰銭令が

この海禁緩和に先行している点など、右の仮説自体にはなお検討の余地がありそうだが、ほぼ同じ時期の明における私鑄銭の輸出停止や南米銀の大量流入と、日本における銭や銀の流通変動とが、全く無関係とは考えにくいのも確かである。一五六〇年代の通貨変動の実態究明を進めるにあたっては、こうした国際的な視点が重要と言える。

参考文献

- 浦長瀬隆「中近世日本貨幣流通史―取引手段の変化と要因―」（勁草書房、二〇〇一年）  
 黒田明伸『貨幣システムの世界史』（岩波書店、二〇〇三年）  
 小葉田淳『増補改訂日本貨幣流通史』（刀江書院、一九四三年）  
 桜井英治「日本中世における貨幣と信用について」（『歴史学研究』七〇三、一九九七年）  
 田中浩司「十六世紀前期の京都真珠庵の帳簿史料からみた金の流通と機能」（峰岸純夫編『日本中世史の再発見』吉川弘文館、二〇〇三年）  
 中島圭一「西と東の永楽銭」（石井進編『中世の村と流通』吉川弘文館、一九九二年）  
 同「日本の中世貨幣と国家」（『歴史学研究』七一、一九九八年）  
 永原慶二「中世貨幣史における金の問題」（『戦国史研究』三五、一九九八年）  
 村井章介『海から見た戦国日本』（ちくま新書、一九九七年）  
 盛本昌広「豊臣期における金銀遣いの浸透過程」（『国立歴史民俗博物館研究報告』八三、二〇〇〇年）

（慶應義塾大学文学部、国立歴史民俗博物館共同研究員）  
 （二〇〇三年六月三日受理、二〇〇三年七月一八日審査終了）

付記 本稿は、二〇〇〇年度慶應義塾学事振興資金個人研究A「中近世移行期の通貨変動に関する実証的研究」及び二〇〇二―〇四年度科学研究費補助金若手研究B「中世貨幣の解体と近世貨幣の成立の過程に関する研究」による成果を含んでいる。

## **The Establishment of “Silver Coins” in Kyôto**

NAKAJIMA Keiichi

The discovery of the Iwami Oomori silver mine in 1526 was soon followed by large-scale distribution of Japanese silver to the Chinese continent. This silver did not reach the Kyôto area, as gold was used exclusively in Kyôto for gifts and for remittances sent between outlying districts. When the Môri clan donated the Oomori silver mine to the Muromachi military government and the court in 1563 for political reasons, silver began to flow into Kyôto. This was followed by the rapid substitution of gold by silver in Kyôto, and by 1570 silver was mostly used for gifts and remittances. It was during this time up to the late 1560s that gold assumed a currency-like function, and it was because of this that by the end of the 1560s silver also came to be used as the currency used chiefly for transactions of foreign commodities transported by ships. In the 1570s its use was expanded to include other commodities, and during the 1580s and 1590s the use of silver coins became entrenched, thus laying the foundation for Kyôto's inclusion in the sphere in which silver coins were used during the Early Modern period.